

無免許運転に係る志木市教育委員会職員の懲戒処分について

1 所属部署 教育政策部 生涯学習課（平成27年4月から）

2 職名 主事

3 氏名 辻 大輔（つじ だいすけ）
住所 新座市東1丁目

4 年齢 25歳（平成4年3月生まれ）

5 概要

平成29年7月27日（木）午後4時5分ごろ、市内中宗岡1丁目付近において、無免許で公用車を運転中、自動車事故を起こし、相手方同乗者に怪我を負わせ、自動車運転死傷処罰法違反として現行犯逮捕された。また、当該職員は、市の公用車の運転に必要な共用車運転者登録簿に、平成28年4月から虚偽の登録を行っていた。

処分については、8月8日（火）に開催した第三者機関である志木市職員懲戒審査委員会に諮り、その審査結果を尊重し、8月9日（水）の教育委員会において、量定を決定した。

6 処分年月日 平成29年8月14日（月）

7 処分内容 懲戒免職（地方公務員法第29条第1項）

8 処分理由

当該職員が行った行為は、地方公務員法に抵触し、法令違反は明白で、公務員としてあるまじき非違行為であり、地方公務員法の懲戒処分の事由に該当するものである。

よって、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、懲戒免職処分としたものである。

9 指揮監督職員の処分等

当該職員の上同等の指揮監督責任については、所属職員の指揮監督職務を怠ったことにより、上記のとおり的事案が発生したことから、平成28年度及び平成29年度の所属部長、課長及び主幹を訓告処分（文書注意）とした。

なお、尾崎健市（おざき けんいち）教育長においても、道義的責任を取り、給料の10分の1、1か月の自主返納を行う。

1 0 再発防止策

公用車使用の適正管理を徹底するため、運転免許証の再確認を行う。

- (1) 所属長が運転免許証の原本の確認を行う。(失効(有効期限切れ)、免許取消、免許停止の状況を含む。)
- (2) 共用車運転者登録簿に登載した職員の運転免許証の表面及び裏面の写しの提出を行う。
- (3) 今後の運転免許証の確認は、毎年度4月に実施する。また、必要に応じて随時実施する。

1 1 尾崎健市教育長のお詫びのコメント

去る7月27日に志木市教育委員会職員が、自動車運転死傷処罰法違反で逮捕されました。このことは、極めて遺憾であり、市民の皆さまの信頼を損なうこととなり、深くお詫びを申し上げます。

虚偽の登録のうえ、無免許で公用車を運転中、自動車事故を起こし、相手方の同乗者に怪我を負わせたことは、地方公務員法に抵触し、法令違反であることは明白であり、公務員としてあるまじき非違行為であることから、8月14日付けで、当該職員を懲戒免職処分としました。

今後は、早急に再発防止策を講じるとともに、市教育行政への信頼回復に努めてまいります。

記者発表資料

平成29年8月14日

教育政策部教育総務課

担当者/課長 大熊 克之

電話番号/048-473-1111

内線3110

志 木 市